

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について

令和6年7月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyofurusato.html>

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話: 03-6257-1421

メール: kigyofurusato@cas.go.jp

企業版ふるさと納税を活用する意義

- ✓ **人口減少・少子高齢化**が進み、**地域の社会課題が複雑化**する中で、**地方公共団体だけで地域課題を解決することは容易ではなく、企業(民)の力を活用し、官民連携により地方創生を進めていくことが必要**。地域経済が縮小する中、**それぞれの地域内の人材や事業者だけで活性化を図ることも難しい**。
- ✓ 一方、SDGsへの関心の高まり等を背景に、**地域の社会課題の解決に積極的に取り組む企業・人材は増えており、こうした民間の資金や人材を地方に還流させる必要がある**。
- 2016年度に創設された**企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）**は、活用実績が着実に増加。単なる資金面での支援にとどまらず、**企業のノウハウ・アイデアや人材を活用した新たな地方創生の取組が、全国各地で生まれている**。



寄附を契機に企業と連携協定を締結する例や、寄附活用事業の企画立案段階から企業が参画する例もあり、企業版ふるさと納税の活用を通じ、様々な形で自治体と企業のパートナーシップが構築。

企業版ふるさと納税は、寄附を通じて官民連携を推進する効果的な支援策

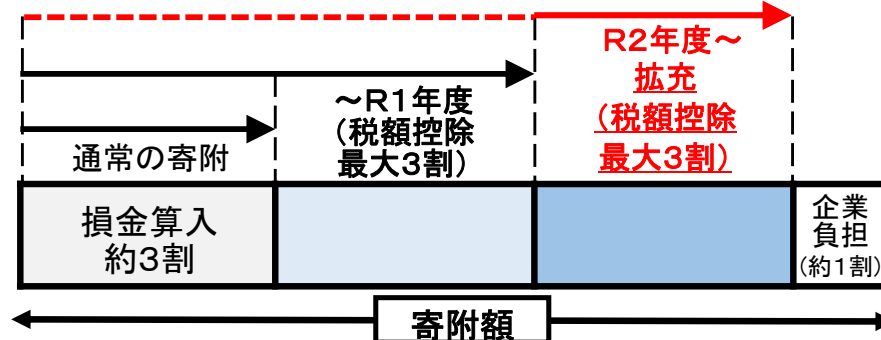
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

※ 適用期限が令和6年度末までであることから、自治体の要望等を踏まえ、令和7年度以降の延長に向けた検討が必要

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

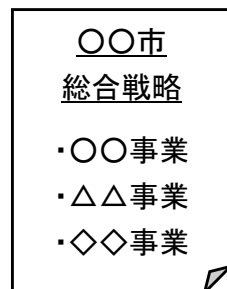


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成

地域再生計画



- ④寄附



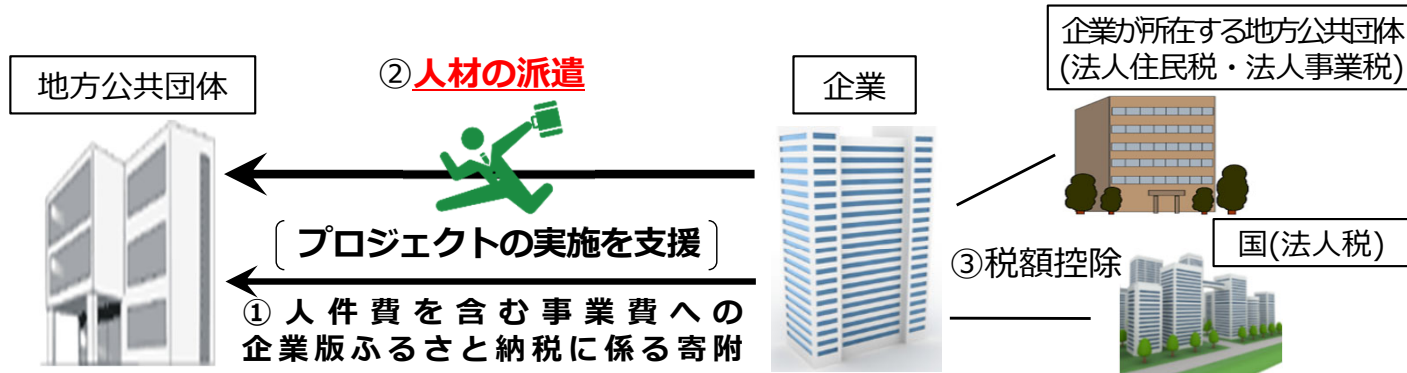
- ⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

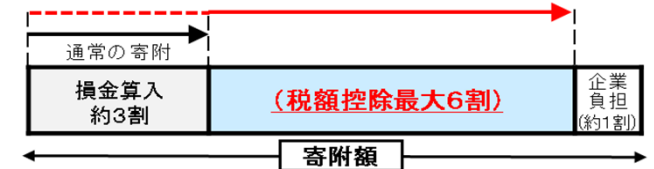


企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



(参考) 企業版ふるさと納税



(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意

など

活用実績（令和6年4月1日時点）

- ・ 派遣者 157名
- ・ 活用団体 119団体

※内閣府の調査結果による
※派遣者、活用団体は延べ数

企業版ふるさと納税（人材派遣型）活用事例①

第一生命保険株式会社 ⇒ 群馬県、徳島県、埼玉県川越市 他

- 保険領域にとどまらない体験価値の提供を通じて、持続的社会的の実現に貢献していくことを目指し、**企業版ふるさと納税を通じた地域の課題解決への貢献**を推進。
- **企業版ふるさと納税（人材派遣型）により50団体以上に社員を派遣し、派遣された人材はグリーンツーリズムやスマートウエルネスシティの推進、移住促進など幅広い分野に従事。**派遣にあたっては、ミスマッチが生じないように、**自治体との意見交換を積極的に実施。**



人材派遣に係る協定式
(川越市)

リコージャパン株式会社 ⇒ 奈良県葛城市（DX推進事業）

- 長年にわたり「庁内業務の改革」や「地域課題の解決」を目指して一緒に活動を行っており、連携協定を基にした**双方の積極的なアプローチ**により、**スマート自治体の実現に向けた人材派遣**を実施。
- 派遣された人材（S E）が中心となり、同市のDX推進の一環として、**住民サービス改革及び庁内業務改革のためのアプリ（15個）を開発。オンライン手続きによる住民サービスの向上や、業務プロセス効率化等の庁内業務の改善**をはじめ、DX推進の取組が大きな成果を挙げた。



DX伴走支援の様子

九州電力株式会社 ⇒ 熊本県（地球温暖化対策事業）

- **地球温暖化対策を推進するため、カーボンニュートラルのノウハウを有する電力会社の社員を派遣するとともに、包括連携協定の締結**を実施。
- 派遣人材は、電力会社の知見を活かし、**県内企業等の省エネ及びエネルギーシフトの検討支援**に加え、**県有施設の再エネ導入等**に従事し、官民一体で**脱炭素社会の実現**に取り組む。
- 派遣開始前からそれぞれの事業担当課が協議を重ねるとともに、連携による取組を積極的に情報発信することで、**他の自治体等への横展開にも貢献**している。



県有施設のエネルギーシフト
(派遣元企業による調査)

企業版ふるさと納税（人材派遣型）活用事例②

両備ホールディングス株式会社 ⇒ 岡山県真庭市（観光振興事業）

- 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の仕組みを全国で初めて活用。**観光分野の専門ノウハウを有する派遣人材が、コロナ禍における新たな観光振興政策の企画に従事。**
- 新たな観光振興政策を検討する際、**専門的視点を盛り込むことができる**ようになり、観光分野の体制強化につなげている。これまで推進してきた「**観光地域づくり**」に**民間の視点を活かす**ことで、**地方創生の一層の充実・深化や、自治体と企業のPR**につながっている。



©Kawasumi-Kobayashi Kenji Photograph Office

観光文化発信拠点
「GREENable HIRUZEN」

(株)宮崎太陽銀行 ⇒ 奥霧島地域商社ツナガルたかはる(株)（官民連携産業創出事業）

- 高原町、(株)宮崎太陽銀行、(株)宮崎太陽キャピタル、奥霧島地域商社ツナガルたかはる(株)との4者連携協定を締結し、**企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した官民連携プロジェクト**を実施。
- 企業戦略マネージャーとして地域商社に派遣された人材が、**民間の専門的知識やノウハウを活かして、地域商社の運営支援（経理、総務などの会社基盤構築等）や地域資源を生かした新商品開発、観光資源を生かした収益モデル構築等の業務に従事**することで、地域商社の安定的な運営や発展に結び付いている。
- 現在は、ゼネラルマネージャーとして地域商社全体を統括し、併せて**地域各団体との調整役**も担っている。



人材派遣に係る連携協定式

リングロー株式会社 ⇒ 山形県舟形町（デジタルファースト推進事業）

- 廃校活用事業を契機に包括連携協定を締結し、より一層広範な連携のため人材派遣を実施。
- 派遣人材は、**IT企業のノウハウを活かし、町デジタル活用支援員としてデジタルファースト推進室に従事し、市内のデジタル化や町民のITリテラシーの向上に貢献。**「誰一人取り残されない」社会を実現するため、**デジタル人材の育成や町民のデジタルデバйд解消に向けた環境整備を積極的に実施。**



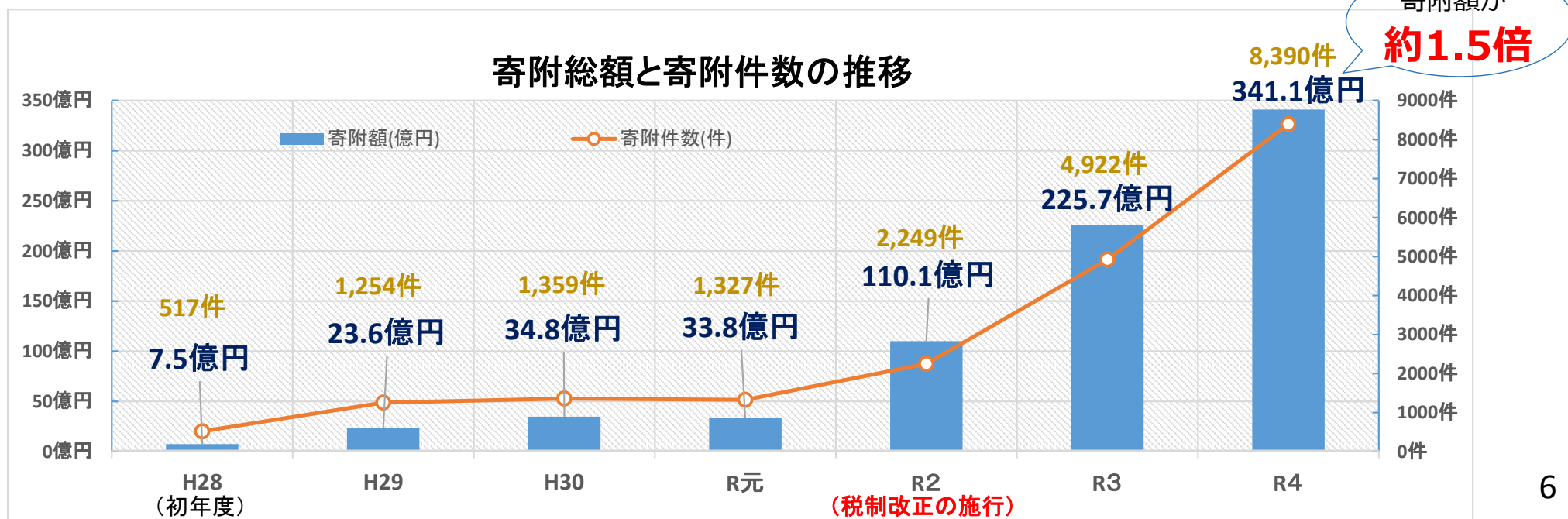
包括連携協定式

企業版ふるさと納税に係る令和4年度寄附実績について

- 令和4年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、前年度に引き続き **金額・件数ともに大きく増加**（**金額は前年比約1.5倍の341.1億円**、**件数は約1.7倍の8,390件**）
- 一層の活用促進に向け、引き続き **関係府省とも連携し、企業と地方公共団体とのマッチング会を開催**するとともに、寄附の獲得に向けた **企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等**を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	R4年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	341.1億円 (+51%)	776.5億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	8,390件 (+70%)	20,018件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



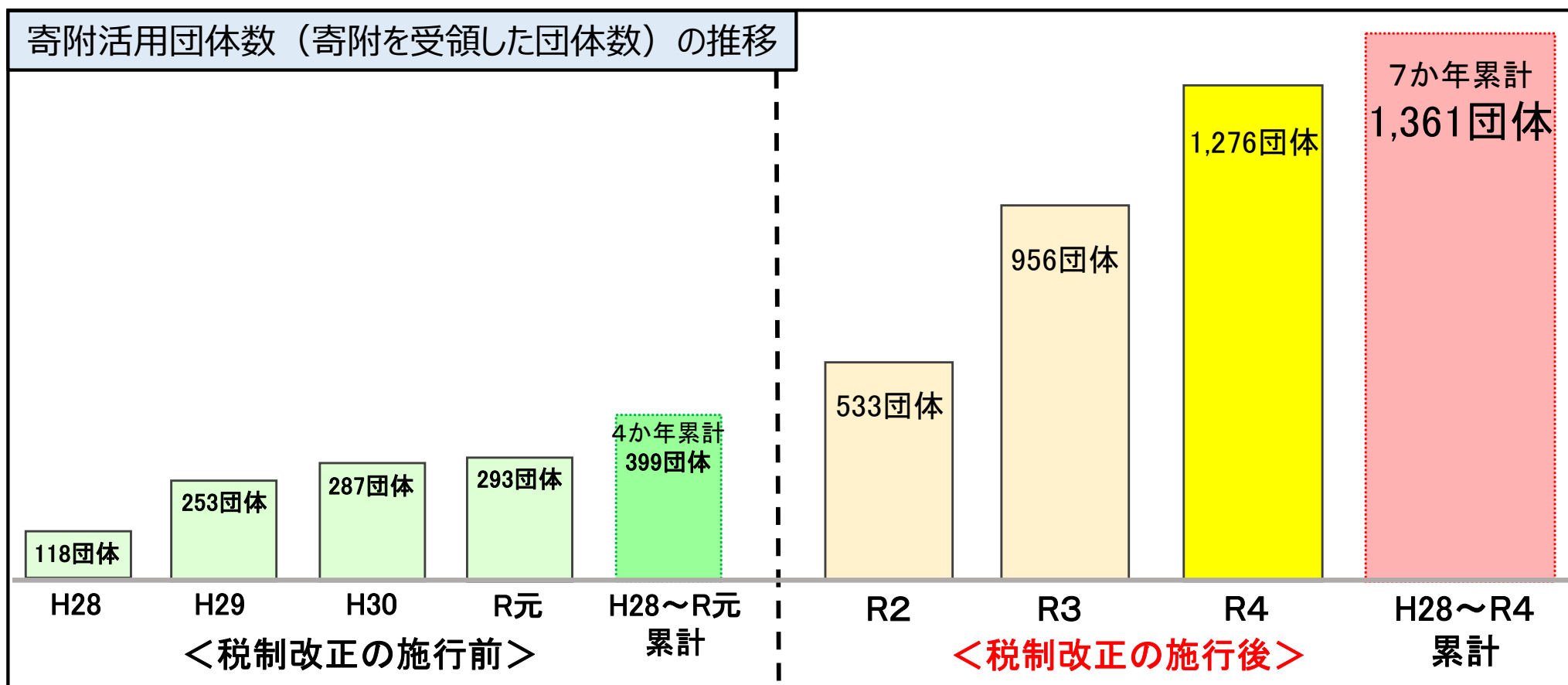
令和3年度と比較した寄附の動向

寄附企業数の増加(裾野の拡大)：寄附企業数は約1.5倍に増加し、4,663社。

	R3年度	R4年度	増加率
寄附企業数	3,098社	4,663社	1.5倍

活用団体の増加：寄附活用団体数は約1.3倍に増加し、1,276団体
制度開始から7か年(H28～R4)で、**累計(※)1,361団体**が寄附を活用

(※) 制度開始から7か年の間に1回以上寄附を受領した地方公共団体の数

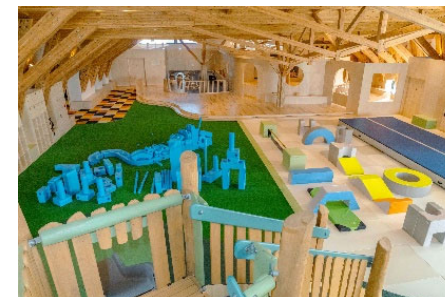


令和5年度大臣表彰事例：地方公共団体部門

北海道南幌町

寄附実績：20,300千円

- **地方創生拠点整備交付金及び企業版ふるさと納税を活用し、子ども室内遊戯施設「はれっぱ」を整備。**子どもたちが季節や天候を気にせず、いつでも安心して遊べる室内遊戯施設を整備することで、子どもたちの居場所づくりや、地域住民の交流の場としての機能を有し、**地域課題の一つである子育て環境の充実を図る。**
- **公設民営（DBO）方式での民間事業者との連携**により、施設整備に専門的なノウハウとアイデアを最大限活用したほか、開業後も指定管理により施設運営を行っている。
- 令和5年5月に開業し、令和5年12月末日現在で15万人以上が来場。当初計画していた来場者数よりも多く、**町の交流人口の増加や知名度向上に寄与**している。



「はれっぱ」館内

岩手県紫波町

寄附実績：42,150千円

- 町内に全国初のバレーボール専用体育館があることから、**バレーボールを集客コンテンツとして活用**。バレーボールのトップリーグであるV1リーグの公式戦や、東北6県のクラブチームが競い合う東北バレーボールリーグを開催したほか、**地域住民・町内外企業・教育機関等を巻き込んだ事業の実施**により、交流人口の拡大が図られ、**働きながらバレーボールをプレイしたい若者が町内企業へ就職**するなど、**雇用の創出**にもつながっている。
- 寄附をきっかけとして、町と寄附企業・地元クラブチーム・地元高校の4者による健康を軸としたまちの活性化に関する**包括連携協定を締結**。**町内産ブドウを使用したワイン風味のプロテイン、高齢者向けのシニアプロテインの開発**を行った。



Vリーグ男子紫波大会の様子

神奈川県平塚市

寄附実績：55,000千円

- **波力発電関連分野での新産業創出と地域活性化**を図るため、産学公で「平塚海洋エネルギー研究会」を発足。環境省の「平成30年度CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」に採択された、**平塚波力発電所の海域実証**に協力。また、**波力発電を漁業の脱炭素化に活かすべく、電池推進船の漁業利用や発電所周辺でのブルーカーボン実験を実施**した。現在は、波力発電の低コスト化を目指し新型発電機を開発中。
- 令和3年度にヤフー株式会社が公募を行った「**地域カーボンニュートラル促進プロジェクト**」の寄附先として採択された。大学や企業等、事業への参画主体が増加している。



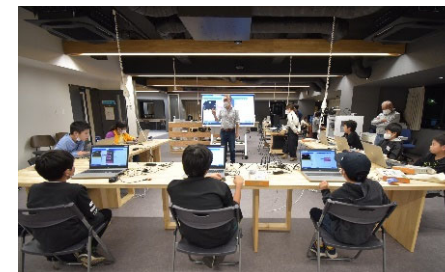
平塚波力発電所と電池推進船

令和5年度大臣表彰事例：地方公共団体部門

山梨県都留市

寄附実績：30,300千円

- 子どもたちが主体的に学び自ら考える力を養うことを目的に、子どもたちの好奇心をかき立て、学びを加速させる「探究型」を柱とした新たな特色ある教育プログラムと探究の場を創出する「まなびの未来づくり事業」を事業化。
- 新たな学びの場の創出により、教育移住や都留文科大学卒業生の雇用の受け皿創出の可能性を広げ、都留市ならではの資源（首都圏からの近さ、教員養成校があること、毎年800名の学生が入学してきていること）を活用し、**新しい地方創生の取組として挑戦**している。
- **企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用**。派遣された人材は企業で培った知見・ノウハウを活用し、事業構想の構築や法人の設立等、**事業推進の中核を担う人材として活躍**している。



探究型学習プログラムを提供する「つるラボ」の様子

鹿児島県曽於市

寄附実績：203,250千円

- 鹿児島大学共同獣医学部と連携し、地方が抱える少子高齢化、人口減少、地域活性化と、大学が抱える産業動物の実習先不足という双方の課題解決のため、「**南九州畜産獣医学拠点事業**」に取り組んでいる。
- 全国の獣医学生の産業動物に係る実習先として活用が期待されており、整備する拠点は**全国初の施設**となる。同拠点を中心に新しい人の流れが生まれることで、地方創生、地域活性化の実現を図り、また、現状の畜産に満足することなく、**次世代型畜産の研究と畜産の更なる振興**を目指している。



南九州畜産獣医学拠点

令和5年度大臣表彰事例：企業部門

株式会社大塚商会

寄附実績：410,000千円 寄附先：愛媛県宇和島市、高知県宿毛市 他

- 愛媛県・高知県内12市町村と「災害時における相互応援及び支援協力に関する連携協定」を締結。12市町村いずれかの地域において災害が発生した際、独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、同社から物納により寄附を行う防災資機材を活用し、**市町村間で広域的に相互連携し支援する仕組みを構築**。
- 当地域は少子高齢化が全国に先行して進むなど財政状況も厳しく、近い将来には南海トラフ大地震の発生も懸念されているなど、**防災・減災対策は持続可能なまちづくりに必要不可欠**である。



連携協定の締結式
(愛媛県・高知県の12市町村)

資生堂ジャパン株式会社

寄附先：山形県山形市

- 社会課題の解決に取り組む株式会社Ridiloverと連携し、公民連携で女性人材育成事業を実施。山形市で生活する女性が抱える悩みや課題を自ら解決することを目指す探究型プログラムを実施することにより、同社が持つ**人材育成のノウハウを活かし**ながら、地域で活躍する女性リーダーを養成し、「**女性が輝くまち山形**」の実現及び若年女性の地元定着を図る。
- **女性活躍先進企業として培ってきた知見と知名度を活かし**、山形市内の経営者向けに女性人材育成の重要性を講演するとともに、ワークショップにおけるグループワークに社員が加わり、議論を進める上でのアドバイスを行うなど、事業全体を通して運営にも助言を行い、**地域の課題解決や新たな人材育成のために尽力**している。



ワークショップアクションデイの様子

株式会社三菱UFJ銀行

寄附実績：800,000千円 寄附先：北海道 他

- 北海道内市町村を対象に**地域課題解決プロジェクトを公募・選定**し、企業版ふるさと納税により寄附をする「**北海道推しごとオーディション**」を実施。外部有識者とZ世代による審査を経て、**道内6市町の事業を選定**。選定事業の紹介動画を作成し、SNSで配信した際のZ世代の声（いいね、コメント、シェア）も参考に**三菱UFJ銀行及び取引企業等が寄附を行った**。
- また、北海道の温室効果ガス排出量を2050年度までに実質ゼロとする「**ゼロカーボン北海道**」の取組を評価し、再生可能エネルギーの導入加速化や省エネルギー推進等の施策を中長期的に展開するための基金（令和5年7月設置）への寄附を行った。



成果発表会の様子

企業側のメリット — 企業の皆様からの声 —

企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつながりました。



- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつながりました。



企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。



- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につながりました。



- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。



- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。



地方公共団体等との新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。



- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。



SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のためにも重要なテーマですが、自社だけで推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。



被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。



創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができたのではないかと考えています。



寄附活用事業が社員のプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。



「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

■ 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。

地域再生計画



■ 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。

寄附募集事業



■ 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご活用ください。

マッチング会



企業版ふるさと納税の活用 ー企業の寄附手続の例ー

①寄附の方針を検討し、寄附先の候補となる地方公共団体を選定

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体の中から選定します。
- 内閣府ポータルサイトで各地方公共団体の地域再生計画や、分野ごとの寄附募集事業を確認することができます。
(URL: <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyofurusato.html>)
- マッチング会や説明会への参加がきっかけで、寄附に繋がった事例もあります。

②社内提案資料等の作成(メリット、寄附先の選定基準等)、社内調整

③地方公共団体との調整(寄附手続き、寄附活用事業等について)

- 寄附金額や寄附時期、どの事業に対して寄附を行うか等について調整します。
- 地方公共団体の事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、寄附の申し出を行うことが可能です。

④広報に向けた調整(例:寄附贈呈式、報道発表等)

- 寄附目録贈呈式の開催、報道発表(プレスリリース)の実施、地方公共団体ホームページ・広報誌や県政広報番組における寄附企業名の紹介、寄附を活用して整備した施設への銘板の設置等により、寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上等の効果につながると考えられます。

⑤税務処理の手続

- 税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。
- 租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出(法人税の申告にあっては保管)する必要があります。
税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。
- 複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に行った場合、寄附先の地方公共団体から、事業ごとに受領証の交付を受ける必要があります。

※上記はあくまでも一例であり、企業側から寄附先の地方公共団体を募集する場合や、企業が寄附活用事業の立案段階から参画する場合もあります。

●企業が寄附を決める影響因子

地域／自治体

地縁・拠点

例) ○○市、●●地方

プロジェクトの
テーマ／使途

共感

例) 脱炭素、子育て支援

企業課題解決
／事業連携

発展

例) 人材育成・採用、
事業拡販、ESG投資

これまで

これから

- ◆企業の創業地や拠点所在地等の「所縁」のある自治体への寄附から、自治体の事業への「共感」からの寄附、さらに、**企業の「発展」に資するような事業**への寄附へ、徐々にフェーズが変わってきている。
例: 自治体とのパートナーシップ構築、自社の事業分野の活性化、人材派遣を通じた人材育成 など
- ◆自治体と企業の**双方の課題解決**に資する事業づくりをおこなうため、**事業構想段階から企業とともに事業を作り上げる事例**も生まれてきている。

企業版ふるさと納税の活用事例：企業と自治体の共創

東日本旅客鉄道(株) ⇒ 宮城県

- ワインツーリズム等の観光コンテンツの育成は、沿線の鉄道需要の喚起や地域活性化につながることから、かねてから人事交流があった東日本旅客鉄道(株)から寄附を実施。
- ワインと県産食材を組み合わせた商品の開発や飲食店と連携したイベントの開催、生産者と消費者の交流会、ワイナリーを巡るバスツアーなどを通じ、**県産ワインの認知度や魅力が県内外に訴求され、また、ワインツーリズム醸成の一助**となった。
- 同社が構想段階から事業に関与し、さらに事業推進においても進捗報告等の連絡を密に行うことで、同社から多大な協力を得て、**JR仙台駅構内や都内でのイベントの開催**につながった。



バスツアーにおける
ワイナリーでの試飲風景

(株)龍角散 ⇒ 大分県杵築市 他

- 医薬品の原料となる薬用植物は、現在その多くを輸入に頼っており、そこには価格変動や品質のばらつき、供給の不安定といった課題がある中、「**農福連携**」のためにも**薬用植物**を栽培したい市と、**原料の国内調達を目指し、寄附を通じて薬用植物栽培やその技術・品質の向上**のための資金を提供している(株)龍角散の方向性が一致したことで、事業の立案と寄附が実現。
- 本事業を通じて、市の**薬用植物の生産地としての認知度がアップ**しており、これまで培ったノウハウと人的資源を生かし、**種苗確保から生薬加工までの包括的な事業化**を目指している。



薬用植物キキョウの
栽培管理の様子

カナダ(株) ⇒ 島根県奥出雲町

- 同町では、高機能食品「エゴマ」に着目し、2005年から町民の健康増進と農業振興策としてエゴマ栽培に取り組み、2015年には栽培面積が全国トップとなったが、**エゴマ需要が高まるなか供給が間に合っておらず、収穫量の安定確保**が求められていた。
- カナダ(株)のグループ会社が奥出雲町産のエゴマを販売していることから、**エゴマ栽培の効率化と収穫量安定**を通じ、耕作放棄地の減少や雇用の創出を図ることを目的に寄附を実施。
- 収穫に使う農業機械の購入や商品開発にかかる経費、栽培農家への買い取り上乗せ助成等、栽培の効率化を図る事業や交付金等により、**生産者がエゴマ栽培に集中して取り組める環境が整い、生産性が向上**した。



本事業で購入したコンバイン

- ・企業版ふるさと納税を、**シティプロモーションの機会**と捉えること。
- ・**企業に共感を得られる魅力的な事業づくりやプレゼン**が重要。
- ・**企業とのネットワークを持つ関係部署との庁内連携**が重要。
(商工担当部局、企業との包括連携協定の担当部署、東京事務所等)
- ・**首長などによるトップセールスや、独自のチラシを作成**することも有効。
- ・再度の寄附獲得に向け、寄附活用事業の進捗や成果の報告なども含め、**企業に対するきめ細かなフォロー**を。

- ・**最大約9割の税の軽減効果。実質(最小)約1割の負担で、企業のイメージアップやCSR、SDGsの推進**に寄与。
- ・自治体のホームページや広報誌、施設の銘板などで、**企業名の紹介**が可能。
- ・**自社の継続的な発展に寄与する事業等へ寄附**を行う例も。
(例)・エゴマを使った商品を製造する企業の関連会社が、エゴマ栽培の効率化を図る事業に寄附
 - ・鉄道会社が沿線のワイナリーの魅力向上等に取り組む事業に寄附
- ・**寄附を活用して整備したサテライトオフィスに入居**することも可能。
- ・**企業版ふるさと納税(人材派遣型)を活用**することで、**社員の人材育成**も可能。

活用促進に向けた国の取組 一企業と地方公共団体とのマッチング会一

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、官民連携の場として、2018年8月31日に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置。
会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置。(2023年9月時点:28分科会)



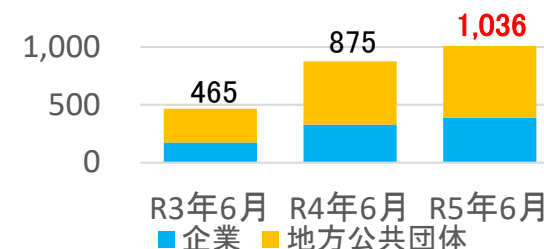
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

企業版ふるさと納税 分科会 (企業388団体、地方公共団体648団体 ※R5.6時点)

課 題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

分科会会員数の推移



○2023年度開催実績(合計6回開催)

- 第1回: 7月 4日 (WEB開催) 自治体164団体、企業 77団体
- 第2回: 8月31日 (WEB開催) 自治体123団体、企業 29団体
- 第3回: 10月26日 (WEB開催) 自治体 78団体、企業 33団体
- 第4回: 12月19日 (WEB開催) 自治体 73団体、企業 22団体
- 第5回: 1月24日 (WEB開催) 自治体 66団体、企業 10団体
- 第6回: 2月29日 (WEB開催) 自治体 37団体、企業 17団体

- ・メインテーマを設定(①スタートアップ支援(起業支援を含む)、②脱炭素社会の実現(環境保全・エネルギーを含む)、③企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用))
- ・寄附意向のある企業等からのプレゼンテーションを実施
- ・メインテーマを設定(①国土強靱化、社会インフラ整備(防災・まちづくりを含む)、②デジタルの力を活用した地域社会の課題解決(サテライトオフィスの整備等を含む))
- ・メインテーマを設定(①教育・子育て支援、②観光・交流)
- ・メインテーマを設定(①企業誘致・起業支援、②人材育成)
- ・メインテーマを設定せず、様々な事業分野のプレゼンテーションを実施

○2024年度(合計6回開催予定)

- 第1回: 6月11日 (WEB開催) 自治体115団体、企業 35団体
- 第2回: 7月23日 (WEB開催) 自治体○団体、企業○団体

- ・メインテーマを設定(能登半島地震にて被害のあった北陸地域を中心とした地方公共団体による寄附募集)
- ・寄附意向のある企業等からのプレゼンテーションを実施

・2024年度においても、**6回程度開催予定**。

第3回は、**企業と地方公共団体のマッチング会**として、**9月下旬**に**都内**で**リアル**開催予定。

- 地方公共団体と企業のマッチングを推進し、企業版ふるさと納税の一層の活用を図ることを目的として、令和3年10月に「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」制度を創設。
- 令和5年10月以降、新たに2名の有識者に「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」を委嘱。
- 内閣府主催の企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッチング会」参加者に対してアドバイスを実施。



山内 幸治



吉弘 拓生



笠井 泰士



鷺見 英利

■アドバイザーによる助言を受けることができるマッチング会にご参加ください。

マッチング会のサイトはこちら



内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーの派遣について

企業版ふるさと納税のさらなる活用促進を目的として、**マッチング会や研修会を開催する地方公共団体等へ企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーを派遣します。**

1. 派遣内容

- 地域で開催されるマッチング会や研修会に アドバイザーが登壇し、
 - ・**地方公共団体の訴求内容・訴求方法**
 - ・**企業の地方公共団体への提案内容** 等について**助言**します。※原則、オンラインになります。
- 個別面談の場にアドバイザーが参加することで、**マッチングの確度向上**が期待できます。
- アドバイザーに対する謝金等は内閣府が負担します。

○派遣実績（抜粋）

開催日	主催	内容	形式
R5.6.30	埼玉県	研修会	オンライン
R5.8.21	宮崎県	研修会	現地
R5.8.30	奈良県(奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会)	研修会	オンライン
R5.11.13	埼玉県	マッチング会	現地

令和5年度から「**研修会(又はセミナー)**」も派遣の対象に拡充しました。

2. 派遣基準（要件）

企業と地方公共団体のマッチング会及び研修会(又はセミナー)を開催する地方公共団体等が対象となります。

■対象となる派遣先 ※研修会(又はセミナー)の場合は都道府県のみ

- ・地方公共団体
- ・国の行政機関
- ・公益法人(宗教法人を除く。)又はこれに準ずる団体
- ・学校法人、金融機関、労働団体、新聞社等の報道機関 等

■マッチング会の内容

- ・企業版ふるさと納税の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与すること
- ・特定の者の利益が図られるおそれのないもの
- ・複数の地方公共団体と複数の企業が参加する会であること
- ・地方公共団体と企業が対話を行う個別面談の場を設けること

3. 申請方法

- ① 派遣を希望される場合は、内閣府(右記連絡先)までお問い合わせください。
- ② 申請様式をお送りしますので、マッチング会を企画の上、内閣府まで様式を提出してください。
- ③ 提出後、日程・内容等を確認・調整の上、派遣の可否を決定します。
※申請多数の場合、派遣できない場合がありますので、ご了承ください。

【連絡先】

内閣府地方創生推進事務局(企業版ふるさと納税担当)

Tel : 03-6257-1421

E-Mail: kigyou-furusato@cas.go.jp

參考資料

自治体ごとの取組を広報 –分野別の寄附募集事業一覧の掲載–

企業の「各地方公共団体でどんな寄附事業があるか分からない。」に応えるため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。

■企業版ふるさと納税ポータルサイト トップページ



地域から探す ➡

分野別の寄附募集事業一覧 ➡

キーワードから探す ➡

※「分野別の寄附募集事業」「キーワードから探す」における検索で該当しない事業であっても、企業版ふるさと納税に係る寄附を充当できる場合がありますので、各地方公共団体の担当部署にお問い合わせください。

企業版ふるさと納税
ポータルサイト➡



令和5年度から、これまでの「分野別の寄附募集事業」に加え、各地方公共団体がインターネット上に掲載している「**寄附募集事業の紹介動画**」へのリンクの掲載を行い、さらなる効果的な情報発信を図ります。

新たに「寄附募集事業の紹介動画」欄を追加

地方公共団体	計画名	分野別の寄附募集事業名	地方公共団体HP	寄附募集事業の紹介動画(外部サイトリンク※)	担当部署	連絡先	関連するSDGsの目標
奈良県	奈良新『部』づくりプロジェクト	奈良新『部』づくり戦略	奈良県HP	企業版ふるさと納税チャンネルYouTube	総務部知事公室政策推進課	0742-27-8306	SDG1 貧困をなくそう SDG2 飢餓をゼロに SDG3 健康と長寿を促そう SDG4 質の高い教育をみんなに SDG5 ジェンダー平等を実現しよう SDG8 持続可能な成長を創出しよう SDG9 産業とインフラの基盤を強化しよう SDG10 公平な社会と豊かさを SDG11 持続可能な都市を創出しよう SDG12 持続可能な消費と生産 SDG13 気候変動に具体的な対策を SDG14 海の豊かさを守ろう SDG15 陸の豊かさも守ろう SDG16 公正で平和な社会を SDG17 パートナリーシップで目標を達成しよう
奈良市	第2期奈良市まち・ひと・しごと創生推進計画		奈良市HP		総合政策課	0742-34-4786	SDG1 貧困をなくそう SDG2 飢餓をゼロに SDG3 健康と長寿を促そう SDG4 質の高い教育をみんなに SDG5 ジェンダー平等を実現しよう SDG8 持続可能な成長を創出しよう SDG9 産業とインフラの基盤を強化しよう SDG10 公平な社会と豊かさを SDG11 持続可能な都市を創出しよう SDG12 持続可能な消費と生産 SDG13 気候変動に具体的な対策を SDG14 海の豊かさを守ろう SDG15 陸の豊かさも守ろう SDG16 公正で平和な社会を SDG17 パートナリーシップで目標を達成しよう
大和高田市	大和高田市まち・ひと・しごと創生推進計画	地域の特性に応じたコンパクトなまちづくりの推進事業	大和高田市HP	企業版ふるさと納税チャンネルYouTube	企画政策部企画創生課	0745-22-1101	SDG1 貧困をなくそう SDG2 飢餓をゼロに SDG3 健康と長寿を促そう SDG4 質の高い教育をみんなに SDG5 ジェンダー平等を実現しよう SDG8 持続可能な成長を創出しよう SDG9 産業とインフラの基盤を強化しよう SDG10 公平な社会と豊かさを SDG11 持続可能な都市を創出しよう SDG12 持続可能な消費と生産 SDG13 気候変動に具体的な対策を SDG14 海の豊かさを守ろう SDG15 陸の豊かさも守ろう SDG16 公正で平和な社会を SDG17 パートナリーシップで目標を達成しよう
大和郡山市	大和郡山市まち・ひと・しごと創生推進計画		大和郡山市HP		企画政策課	0743-53-1160	SDG1 貧困をなくそう SDG2 飢餓をゼロに SDG3 健康と長寿を促そう SDG4 質の高い教育をみんなに SDG5 ジェンダー平等を実現しよう SDG8 持続可能な成長を創出しよう SDG9 産業とインフラの基盤を強化しよう SDG10 公平な社会と豊かさを SDG11 持続可能な都市を創出しよう SDG12 持続可能な消費と生産 SDG13 気候変動に具体的な対策を SDG14 海の豊かさを守ろう SDG15 陸の豊かさも守ろう SDG16 公正で平和な社会を SDG17 パートナリーシップで目標を達成しよう

三 YouTube JP 検索

埼玉県川越市・グリーンツーリズム整備推進事業

経営耕地の減少 2,449ha (H27) → 1,976ha (R1) 高額の農業機械 農業収入の低迷
高齢化・後継者不足 農業従事者平均60.9歳 厳しい労働環境

このままでは、都心30キロ圏に残る川越の農業の存続が厳しい

市民の農業への理解を深め、市に対する愛着につなげる
都心からのアクセス性を活かした交流人口の増加につなげ、将来的な農業の好循環を生み出す

●収穫体験などの農業体験
●市民農園・体験農園整備(完了)
市外の方も利用でき、全国でも最大規模の区画数の市民農園と、四季を通じて農業体験ができる体験農園を拡張整備。
●川越市グリーンツーリズム拠点施設リニューアルオープン(完了)
市内外の方が「農のある生活」を楽しむ場、農業者の研修の場、グリーンツーリズムの拠点として整備。
●キャンパススペース整備(予定)
キャンパススペースを整備し、市内だけでなく首都圏からの利用客も見込む。
●大人から子どもまで楽しめる、学びある農業・食に関する体験 ●遊歩道などの周辺整備(予定)
農業に関する情報収集・発信 ●中心市街地との観光連携 ●光の文化・情報発信

企業版ふるさと納税「グリーンツーリズム整備推進」事業PR動画

限定公開 kawagoecitycha... チャンネル登録者数... チャンネル登録 高評価 共有

事業や動画リンクの掲載は随時募集中です！！
未掲載の地方公共団体におかれては、ぜひ掲載のご検討をお願いいたします！！

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

- 政府として、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決**し、地域の個性を活かした地方活性化を図ることで、持続可能な経済社会を目指す「**デジタル田園都市国家構想**」を推進。
- 感染症拡大により、**多くの人々がテレワークを経験**。また、若い世代は、**就職・転職の条件として、テレワークの実施が可能か否かを重要視**。
企業において、**生産性・付加価値の向上、社員の働き方改革**に資するものとして、サテライトオフィス等の活用はメリットが大きい。
- そこで、政府として、以下の目標を掲げ、**サテライトオフィスの整備等を促進**。

目標

企業進出や移住等の推進に向け、
サテライトオフィスの整備等に取り組む地方公共団体を1,200団体に（2027年度末まで）

※デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）より

形態の例

サテライトオフィス

企業等の地方拠点が設置されたオフィス
（単独利用、複数利用どちらも含む）



シェアオフィス

1つのスペースを複数の企業等で共有。
サテライトオフィスよりも安価で設置が可能。



コワーキングスペース

1つのスペースを複数の個人で共有。共有型の
オープンスペースで、各人が独立して仕事を行う。



政府としての促進策を用意（企業向けの企業版ふるさと納税等）

サテライトオフィスの整備等の場合、寄附企業以外の企業も入居していることが望ましいが、**公募を通じて、寄附企業以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったのであれば、寄附企業以外の企業の入居がなくても禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能（ルールを明確化）**

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

地方公共団体におけるサテライトオフィスの整備等の参考となるよう、企業版ふるさと納税の制度概要や同制度を活用してサテライトオフィスを整備することのメリット、整備されたサテライトオフィスの事例等をまとめた**事例集・手引きを令和5年12月に作成。**

○ 事例集掲載事例（抜粋）

岩手県住田町：仕事と学び複合施設イコウェルすみた

- ・ 東日本大震災の時に建設した**仮設住宅の部材を再利用**し、コワーキングスペース、サテライトオフィスを開設。
- ・ 町内外の人たちが仕事や勉強、交流、オンラインでのイベント等を開催するスペースとして活用することで、町外から人を呼び込み、**交流人口の拡大や移住・定住**につなげる。



徳島県那賀町：シェアオフィスさくら谷

- ・ **廃校となった桜谷小学校校舎を活用**して、コワーキングスペースを含むレンタルオフィスを「シェアオフィスさくら谷」として整備。
- ・ 来町者の増加施策として、働き方を模索する企業等の利用促進を図った。



茨城県守谷市：StartupSide Moriya

- ・ **東京圏への通勤を前提とした住環境を活かし**、都内企業、フリーランス、起業準備者及び起業家の「郊外型」のテレワーク需要に対応するため、守谷駅東口市有地の商業施設の一部に整備される**民間のコワーキングスペースの開設を支援。**



<掲載ページ>

詳しくは、企業版ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/satelliteofficesjirei.pdf>



「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説①

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説
—企業版ふるさと納税による寄附をご検討いただいている法人の皆様へ—

令和4年6月27日
内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税では、内閣府令において、地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されています（具体的な条文は地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）の第13条です。）。

以下では、このことについて、一問一答の形式で解説を行っております。

なお、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A（第11版）＜事業実施・実施状況報告編＞」（令和4（2022）年1月17日、内閣府地方創生推進事務局。以下「Q & A」といいます。）も別途、公表しておりますので、ご関心があれば、併せてご覧ください。

また、解説の内容について、適宜、拡充を図っていくこととしています。

＜掲載ページ＞

企業版ふるさと納税ポータルサイトの「Q & A」に掲載

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説②

【総論】

総―問 1 寄附の代償（見返り）として禁止される事例は何ですか。

総―答 1 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されています。

- 寄附を理由とした補助金の交付
- 寄附を理由とした、他の法人の場合より低い金利での貸付け
- 入札や許認可での便宜の供与
- 合理的な理由なく、市場価格より低い価格で財産を譲渡すること
- 寄附を理由とした換金性の高い商品（商品券やプリペイドカード等）の提供
- 寄附を行うことを、公共事業の入札参加要件とすること
- 寄附を活用して整備した施設を専属的に利用させること
- 合理的な理由なく、他の利用者より低廉な料金で公共施設を利用させること

※ 参考：Q & AのQ 5－1－1

総―問 2 寄附の代償（見返り）には該当せず、許容される事例は何ですか。

総―答 2 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されておられません。

- 寄附を行った法人に対し、感謝状やこれに類するものを贈呈すること
- 地方公共団体のHPや広報誌等において、寄附を活用して実施している事業の紹介に併せて、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて紹介すること
- 寄附を活用して整備した施設等に銘板等を設置し、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて列挙すること
- 社会通念上許容される範囲内で記念品やこれに類するものを贈呈すること

※ 参考：Q & AのQ 5－1－2

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説③

【契約一般】

契—問 1 寄附を行った地方公共団体から工事の受注等を行うことは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

契—答 1 競争入札によるか、随意契約によるかにかかわらず、地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

※ 補足説明その 1

地方公共団体において必要となる取組みとは、入札及び契約に関する次の 3 つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、寄附を行った法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

ただし、③に関し、随意契約によることができる場合の具体的な基準が法令の範囲内で地方公共団体の自主的な判断に委ねられていることなどに照らし、一般競争入札や指名競争入札による場合に比べて、より一層、手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があります。

※ 補足説明その 2

万が一、受注等を行う上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q & A の Q 5 - 2 - 1、Q 5 - 2 - 2

契—問 2 過去に契約関係にあった地方公共団体や、現に契約関係にある地方公共団体に対し、寄附を行うことはできますか。

契—答 2 原則として、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには該当しないことから、寄附を行うことができます。

※ 参考：Q & A の Q 5 - 2 - 3

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説④

【施設等の利用】

施—問 1 寄附により整備されたサテライトオフィス（シェアオフィス、コワーキングスペースなども含む。）を、寄附を行った法人が利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

施—答 1 まず、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者も利用しているというケースが挙げられます。この場合には、利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている事例を除いて、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

一方で、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者は利用していないというケースが挙げられます。この場合に、地方公共団体において、利用のための公募が行われ、その他の者が将来的に利用することが排除されていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

※ 補足説明その 1

寄附により整備された施設（サテライトオフィス等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の 2 点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その 2

『寄附を行った法人による専属的な利用』には当たらない、と認められるためには、地方公共団体において、利用のための公募が行われることが必要です。そして、この公募では、寄附を行った法人以外の者も同じ条件で施設を利用することを可能とするために募集の手続きが採られることが重要です。併せて、寄附を行った法人以外の者が将来的に利用することが排除されることのないよう、地方公共団体において取り扱うことも必要です。

※ 補足説明その 3

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人のみに対して施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。

※ 参考：Q & A の Q 5 - 4 - 1、Q 5 - 4 - 2

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑤

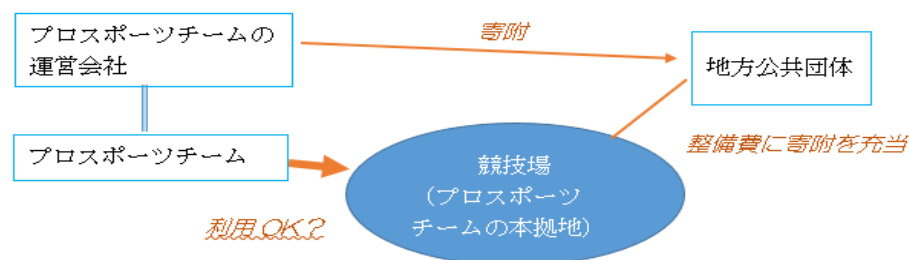
【施設等の利用】

施—問2 プロスポーツチームの運営会社から受けた寄附により、同チームの本拠地として使用されるための競技場が整備された場合に、同チームがその競技場を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答2 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

【図】



※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問2に対する施—答2と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ & AのQ 5-5をご参照ください。

※ 補足説明その4

なお、プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場を地方公共団体が整備するに先立ち、当該地方公共団体が議会や地域住民に対し、その必要性や公益性等に関して十分に説明責任を果たすべきことは、言うまでもありません。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑥

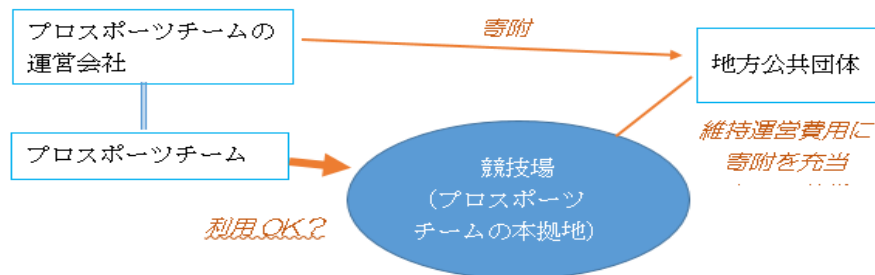
【施設等の利用】

施—問3 プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場が整備され、同チームの運営会社から受けた寄附により、その競技場の維持運営事業が行われている場合に、同チームがその競技場を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答3 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

【図】



※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問3に対する施—答3と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ&AのQ5-5をご参照ください。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑦

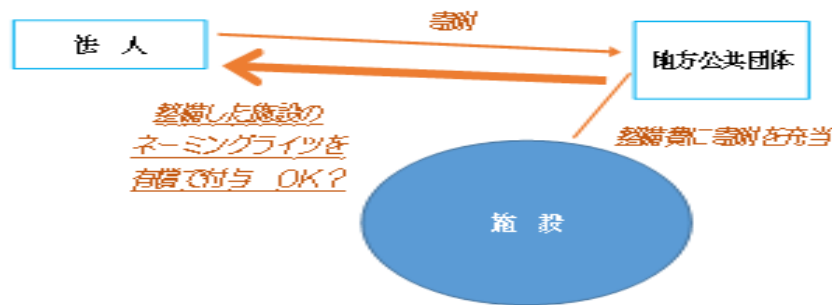
【ネーミングライツ】

ネー問 寄附を行った法人が、寄附をした地方公共団体との間で、その寄附により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

ネー答 地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

なお、施設等の整備に関する事業が寄附を活用して行われるものか否かによって、結論が左右されるものではありません。

【図】



※ 補足説明その1

地方公共団体において必要となる取組みとは、契約に関する次の3つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、例えば、優先交渉権者の選定に際して寄附を行った法人しか応募できないような不合理な条件を設けることによる、当該法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

※ 補足説明その2

万が一、契約を締結する上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q & AのQ5-3-1

なお、無償のネーミングライツ契約の締結については、Q & AのQ5-3-2をご参照ください。